

第七回
参議院經濟安定・大蔵連合委員会會議録第一号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)午後二時六分開会

委員氏名

經濟安定委員

委員長 佐々木良作君

理事 帆足 計君 雄井 康雄君

和田 博雄君 池田七郎兵衛君

左藤 義詮君 大野木秀次郎君

島津 忠彦君 田口政五郎君

稻垣平太郎君 奥 むめお君

大蔵委員

委員長 木内 四郎君

理事 渡多野 鼎君 理事 黒田 英雄君

理事 伊藤 保平君 理事 九鬼紋十郎君

天田 勝正君 森下 政一君

玉屋 喜章君 西川 基五郎君

平沼 彌太郎君 櫻内 辰郎君

油井 賢太郎君 小宮山常吉君

高瀬 莊太郎君 高橋 龍太郎君

藤井 丙平君 板野 勝次君

川上 嘉君 木村 禎八郎君

太田 敏兄君

本日の會議に付した事件

○外資に関する法律案

(佐々木良作委員長席に著く)

○委員長(佐々木良作君) それでは經濟安定と大蔵委員会の連合委員会を開催いたします。昨日外資に関する法律案と、それから外資委員会設置法案が經濟安定委員会に付託されたわけでありまして、両法案の提出説明を簡単に聴取したところで、經濟安定委員会は打ち切りました。質疑には全然入っておりません。質疑を中心として連合で御

審査をお願いしたいというわけでありまして、外資に関する法律案を議題といたしますから、御質問がありましたら、一般質疑に入りたいと思いますから、質疑をお願いいたします。

○木内四郎君 政府の提案理由でも説明されているように、外資の導入は、今日までのところでは非常に少い。自由党の内閣においては外資導入というのを頻りに唱えて、今日まで来ておつた。然るにも拘わらず、今回提案理由を見ますと、今日まで、誠に満足すべきものがないというところを言っておられる。結局あれだけ外資導入を従来叫んでおられたけれども、結果は殆んどなかつたと了解するのであります。併し、極めて少額ではあるけれども、あつたというようなことを提案理由でも述べておられますが、どのくらいありましたか、又、それに伴う対外支払いを要する額はどのくらいになる予定ですか。

○國務大臣(青木孝義君) 只今の御質問のように、昨年三月から外資委員会なるものが出発をいたしておりますけれども、余りめぼしい、取立てて申し上げようなものがないと存じます。これは、石油関係と、それからもう一つは株式投資、それから不動産投資、そういうものが若干ございまして、それは額で申しますと、株式投資が四十六万九百七十四ドル、それから不動産投資が十三万九千九百九十九ドル程度で、これを一応換算いたしますと、前者の株式投資は一億

六千五百九十五万六千四百四十円、それから不動産投資の方が四千六百八十三万九千二百四十円、合せて、二億一千二百七十八万九千八百八十四円、日本の円に直しましてその程度でございます。それから本年三月末日までの状況でございますが、申請されました総件数は二百八十九件、うち認可いたしましたものが二百六十六件、それから不認可のものが二十三日、審議中のものが五十五件という数字が出ております。認可案件の内訳は株式取得であるとか、不動産取得であるとか、それから収入高の一定割合の取得といつたようなもの、その他というようになつておられます。そこで細かいことは又政府委員からお答えいたしますが、石油関係ではカルテックスと、日本石油、その他二件、それから造船機械工業関係でズルツァーブラザースと、三菱重工業、その他七件、それから電気工業関係でI・S・Eと住友電工、その他一件、化学工業関係でJ・R・ガイギーと保土ヶ谷化学と他三件、それから観光事業関係で日活国際会館というようなもので十八件程になつております。

御承知の通り戦前を見ましても、昭和十六年あたりの統計が出ておりますが、外国の日本に入られておつた数字は一億圓余という程度のものでありまして、余りめぼしいものはないと存じます。貿易以外の外貨、勿論貿易と貿易以外のものになります、これは大体只今のところでは別段段に不均衡ということはないと存じますが、ス

タリング地域との間のボンドの関係というものは、大体今の数字では一杯になつておるといふような形だと自分

は記憶をいたしております。

○木内四郎君 不動産投資と株式投資と併せて二億一千二百万円ぐらいあつたと言われるわけですが、これはもうすでに我が国に入つて来たものという意味でしようか。

○國務大臣(青木孝義君) さように考へております。

○木内四郎君 それから後でお話になつた二百八十九件というのは、三月末までに申請されたというものは、まだ入つて来たものはないのですか。あるのでしょうか。

○國務大臣(青木孝義君) 全部合めてございまして。

○木内四郎君 昨年三月外資委員会を設けて以来、この三月末までに申請をして、そうしたもののが二百八十九件で、そうしてその認可したものが二百六十六件、そのうちすでに入つて来たのは二億一千二百万円に換算して……そういうことですか。

○國務大臣(青木孝義君) そうでございます。

○木内四郎君 そうすると数が非常に多いけれども、全額にすると極めて小さいものだけですね。

○國務大臣(青木孝義君) その通りでございます。

○木内四郎君 これに伴つてこの法律によつて予想しておられるところの対

外支払というものは一年にどのくらいになるのですか。これも極めて少額なものだと思ひますが……

○國務大臣(青木孝義君) 今のところおつしやるような数字ははつきりいたしませんけれども、一々認可をして海外取引に関する外貨の關係等のバランスをとつて見て、外貨の輸出を許可すべきものと許可せざるものというやうなものが大体認可によつて行なわれておりますが、そのバランスは大体とれておるものと思ひます。

○木内四郎君 私が伺つておるのはそれではないのですが、あなたの方で今度出しておられる法律の第四條というものがあり、又第六條というものがあり、満定を決めなければならぬ、或いは外国為替算の中にこれを計上しなければならぬということになると、二億一千二百万円であるというから、それに伴う対外支払というものは、この法案の第四條、第六條の予想しておるところの対外支払というものは、極めて輕微な計数しか計上されないということになります。それは一応計数は持つておられるのですか。

○國務大臣(青木孝義君) 第四・四半期だけの支払は二十万ドルになつておりますが、これは第四・四半期だけであります。四半期毎に御承知の通りに外貨予算を組んで出しておりますので、大体三ヶ月で二十万ドルくらいに平均になつております。

○木内四郎君 そうするとこの外資の

けを言おうというわけですか、どんなものを言おうというわけですか。

○政府委員(河野通一君) ここで外資導入といつておられますのは、今お話のように、大きく言いますと、物の輸入も外資の導入になるわけでありまして、ここで考えておられますのは、この中に書いてありますように、先ず技術の援助、パテント等を国内に入れて参りますものと、それから株式等の投資によつてこちらへ外資が入つて参りますものと、それから社債とか、借入金等の形でこちらへ外資が入つて参りますものと、大きく分けましてこの三つのカテゴリーが中心になつておるわけでありまして、一般の物の輸出入等につきましても、勿論外資の導入という問題に關連いたしますけれども、こゝでいつておられますのは、今申し上げましたような意味の、定期的な支払が今後起つて来るようなものでございまして、商売として、物の売買で偏に勝負のつくようなものは、いわゆる普通私共の申しております、外資導入という觀念から外して考えております。

○政府委員(河野通一君) まあそういう人も余りないかと思ひますが、特に

向うへ送らないでも、その対価は日本の国内に円として留めて置いてよいという人があれば、これは別の取扱をして行く、そういう場合にはここで考へておりますとに引出したいという送金の確保の問題であります、そういう問題が、当分の間国内に円として留めて置いていいという場合には起つて参りません。円というものはそれが何年か先に円を海外に送りたいという場合に、個々の場合として対外支払いの問題が起つて来るのであります。そういうものにつきましては、例外ではありましようけれども、特に區別して取扱う、従つて何年か先の問題は今の場合には対象としておらんのでありまして、一年なり半年なり先から剰余金支払いが起つて参るというやうな場合には、一つはつきりしておきたいという意味であります。

○木内四郎君 そうするとそれは一々はつきりしておかないという、対外送金の権利を失つてしまふということになるわけですね。

○政府委員(河野通一君) はつきりしておきませんと、現実に対外支払いが必要となつて参りましたとき、ここに為替管理法によつて申請をし、為替管理法によつて許可される、こういうふうにしておけば入つて来たときに大体一年に何パーセント、何パーセントの送金を認めてやろうということが決まるわけでありまして。

○木内四郎君 その第十條についてちよつと伺ひたいのですが、技術援助契約を締結する場合は、外資委員会の認可を受けなければならぬということ、は、当然予想されるのでありますが、更新の場合においてもやはり認可が要

るのですか。

○政府委員(河野通一君) 更新の場合にもそれが一年以上に亘つて延びる場合におきましてはやはり認可を受けさせる、こういうことになつております。これは今後ずっと續けて参ります場合に、外国に対して支払が、やはり当初予想いたしましたよりも予算上こちらを確保してやらなければならぬので、更新をいたされた場合にも續けて認可はやはり受ける必要があるのです。

○木内四郎君 更に十五條の二項ですね。二項とそれから十六條の一項あたりの意味がちよつとはつきりしない点があるのですが、ちよつと御説明願ひたいと思ふのですが……

○政府委員(河野通一君) 第十五條の第二項につきましては第一項を受けておるわけでありまして、技術援助の対価、配当金等につきまして認可をいたしますと、それにその認可の内容となつております対外支払いが当然施行されて、特別に為替管理法上の許可を必要としないということに相成るかと思ひます。ただこの場合におきまして、対外支払いの確保をいたしますに、その対外支払いの手段……その外資導入が、対外支払い手段の交換によつて得た通貨でありますとか、或いはそれと同じような意味を持つ、つまりドルならばドルに同じような価値を持つておりまする現物で以て入つて来たもの、それ以外のものにつきましては、例えば国内の円で調達されたものでありますとか、そういうものにつきましては、対外支払いを確保しない。併しそれは個々に、それを送り出す場合は個々に為替管理法上の許可を受

けておく。一般的な包括的な確保をしてやらないというものであります。

○木内四郎君 その点は分りましたが、第十六條の方をちよつと御説明願ひたいと思ふのですが。

○政府委員(河野通一君) この規定は、その中に深い意味もございませんで、大蔵大臣がいろいろ許可をいたします場合には外資委員会に予め相談をして、そして個々の為替管理法上の許可をいたします場合に、その許可がきちんとはぐにならないようにして参りたいということでありまして、外資委員会がその場合に相談を受けました場合には、この法律に書いてあります趣旨に従ひまして必要な勧告をする。例えば利潤の外国に対する送金が大蔵大臣として一割だけ許すという場合におきましても、それがそのときの情勢によつて、或いは七分程度の方がいいという場合には七分程度にしたかどうか、こういうことになるのであります。つまり許可の場合も、やはり又七分ということを大蔵省が考えております場合に、一割程度のこととした方がいいのじやないかというようなことをいつてやる必要がある。これは許可認可をいたします場合と、この法律によりまして送金が確保される、包括的の送金が確保される場合との繋がりがあるにないやうにして行くために、その間を繋げるための規定であります。

○木内四郎君 そうすると十六條というのは、その前の方にずつと規定してあつたように、包括的許可を受けて、本邦における事業活動に伴う利潤の送金に対して、為替管理法によつてここに認可をする場合と規定しておるものと解釈していいのですか。

○政府委員(河野通一君) さやうでございます。

○木内四郎君 それとこれと、あなたがお話になつた二項についても同じ趣旨によつて行くものと解釈していいのですか。

○政府委員(河野通一君) 今の十五條の二項も、十六條と同じようにここに見て行く場合のものでございまして、従つてこれの趣旨によつてやられると思ひます。

○政府委員(伊原隆君) もよつと補足して御説明申し上げますが、第十九條に「国の行政機関が外国投資家の投資又は事業活動に關し許可、認可、承認その他の行政処分をしようとするときは、あらかじめ外資委員会に付議して、その勧告を求めなければならぬ」という規定がございまして、一般的には先程河野政府委員からお話いたしましたやうに、外国投資家の事業活動に關連した認可の行政処分は、成るべく外資委員会が統一した観点からやつて行きたい。従つてこの重要なものにつきましては、必ずしも送金以外の事項でも、十九條で外資委員会に勧告を求める、ただ送金の規定はそこにこれを十六條に取離して送金の條項へ持つて参りましたのでありまして、趣旨は大体この十九條と同じでございます。

○木内四郎君 御趣旨はよく分りました、十六條の規定によると、本邦における対外支払の公平な取扱いがなされるということを確保する、そういうことを確保しなければならぬ。それは同時に十五條の二項の規定もその考え方が適用されるのかどうか。十五條の方は別に公平な取扱いをしないでもい

いのか。それはただ外国為替管理法によつて決定すればいいものであるかどうか。言葉を換えれば、十五條の二項というのは少し特殊なものであるから、それは特別な取扱ひをしていいというふうな考えられるのですが、併し十六條の事業活動に基づく利潤に基く送金等は、必ずしも対外支払手段の交換によつて得た本邦通貨、又は対外支払手段と、同等の価値のある物のいずれかによる以外のものであるかも知れないのです。

○政府委員(伊原隆君) 十五條の二項はさういふものでございますが、十五條の一項は技術援助の対価を外国へ向けて支払い、例えばパテントの代金を毎年百ドルづつ送るといふふうな外貨契約が初めから入つておる場合でございまして、入口で外資委員会の承認がございまして、場合によっては、もう出るときには外国に外貨送金するときには、もう為替管理法の規定は要らない。第二項は十五條の方……

○本内四郎君 二項ですね。
○政府委員(伊原隆君) 十五條の二項の場合、これは対外支払手段の交換によつて得た本邦通貨でない、例えば日本の中で事業活動をしていまして円が取得された、その円の取得で株を買つたといふふうな場合におきましては、その株から生じた配当金の送金というものは、別に初めから確保されたものとして認めるわけには行かない、こゝういふ意味でございます。お尋ねの趣旨と違ふかも知れませんが、要するに第一項は、入つて来ましてときに技術援助の対価なり何なりで株を持ちましたり、社債を持ちましたり、株を持ちました場合であります、そ

うふうな場合は初めから毎年百ドルづつ送りたいといふふうな外貨の契約が入つております。それが認可されまして百ドルづつ送ることは為替管理の許可なしに送れる。併し第二項は国内で例えば雑誌社なら雑誌社が事業活動をしていまして円が入ります。さういふふうな国内の活動によつた円によりまして株を買つたといふふうな場合におきましては、その配当金が当然に外国に送金できるといふことでは望ましくございませんで、さういふふうな場合は一々為替管理法の観点から考える、こゝういふことでございます。

○本内四郎君 その点はさつきも大体御説明を伺つたのですが、この十五條の二項というのは今あなたが御説明になつたように、対外支払手段の交換によつて得たものでない配当金、利子、元本の償還金の外国に向けた支払に對するものですね。それから十六條の場合も同じことです。十六條の場合も予め許可を得ていないもの、本邦における事業活動に伴う利潤の送金に関するものだから、同じものだから十六條の一項の方には、併し本邦の規定によるところの認可を要する事業に伴う外国に向けた支払い等公平な取扱ひをしなければならぬといふことが十六條にある。それは事業活動に伴う利潤の送金については公平に取扱ひをしなければならぬといふことは……十六條の二項も今あなたが言われたように予め承認を得たものでない対外支払手段の交換によつたものでない配当金、利子又は元本の償還金、利子の外国に向けた支払だから、性質は同じことじやないか。だけれども本邦内における事業活動に伴う利潤の送金については、本邦によるものと公平な取扱ひをしなければならぬ。十五條の二項の場合においても公平な取扱ひをしないといふのか、こゝういふことですね。

○政府委員(伊原隆君) 十六條は、或いはお答えにならないかも知れませんが、十九條と同じような趣旨で送金の分だけ取出しておるのでありますが、十五條の二項の場合も勿論含まれております。十五條の二項によつて送金したいといふような場合には、十六條によりまして大蔵大臣が、例えば送金の許可をいたします場合には、十六條の規定によりまして委員会に諮つて、さうして公平な取扱ひをするということでありませう。

○本内四郎君 それから法律の質問は私はそれだけですけれども、今度この法律によつて外貨の入つて来ることを促進されようとするのですけれども、法律だけでは入つて来ないだらうと思ふのですが、政府は近く相当外資が入つて来るというふうなお見込があるのですか。何か相当話が進んでいられるのですか。何かあります。

○委員(佐々木良作君) 速記を始め。それでは今日はこの辺で閉会したいと思います。尚今大蔵委員長と打合せしました結果、この連合委員会は今日の一回だけで、あとの審議の日にちの関係もありますので打ち切りたいと思ひます。ただつきましては今日出席の少ない点もありますし、従ひましてこの法案が經濟安定委員会で審議されておる期間中、大蔵委員の方も御遠慮なしに經濟安定委員会に出て頂きまして、御発言を、或いは御質問をやつて頂きたい、こゝういふふうに思ひます。さういふことで連合委員会を打ち切ることに御異議ありませんか。

○委員(佐々木良作君) それでは連合委員会を打ち切ります。今日はこれです。閉会いたします。
午後二時四十八分散会
出席者は左の通り。
經濟安定委員
委員長 佐々木良作君
理事 帆足 計君
委員 椎井 康雄君
左藤 義詮君
田口政五郎君
奥 むねお君
大蔵委員
委員長 木内 四郎君
理事 波多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君
委員 玉屋 喜章君

西川甚五郎君
櫻内 辰郎君
油井賢太郎君
高橋龍太郎君
藤井 丙午君
青木 孝義君
國務大臣 青木 孝義君
國務大臣 河野 通一君
政府委員 大蔵事務官 伊原 隆君
經濟安定事務官 (總裁官房次長) 大蔵事務官 (理財局長) 大蔵事務官 (外資委員会事務局長) 賀屋 正雄君